

基本仕様書（企画提案時）（案）

※ 業務委託契約締結時の最終的な仕様書は、本提案競技における最優秀提案者と提案内容をもとに協議を行い決定する。

1 事業名

有機農業推進事業業務委託

2 履行場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市農林水産局総務農林部課長（農業振興・イノシシ等対策担当） 他

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 有機農業の定義

本業務委託における「有機農業」は、有機農業推進法における「有機農業」とする。

「科学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」。

5 業務内容

（1）有機農業に取り組む農業者への支援

① 有機農業研修会の実施

ア 研修会の受講者は、市内在住者もしくは市内の農地で、生業として有機農業に取り組む者、及び、今後取り組む意思のある者とする。

イ 研修会の回数は3回以上とし、受講者数は研修内容等も踏まえて、市と協議のうえ決定すること。

ウ 研修会の講師の選定にあたっては、原則、先進する他都市において、現に生業として有機農業に取り組む個人又は法人とし、市と協議のうえ決定すること。講師に対する謝礼は本業務に係る委託料より支出すること。

エ 研修会の内容は、受講者が有機農業に取り組む者及び今後取り組む意思のある者であることを踏まえ、実践的な内容とすること。（例：市内の圃場を利用した研修など）
なお、慣行農業を著しく否定した内容とならないよう配慮し、市と協議のうえ決定すること。

オ 研修会の日程や所要時間及び実施場所について、市と協議のうえ決定すること。

カ 研修受講者とのやり取りについては、原則、受託者が行うものとするが、市が対応することが妥当と判断した場合にはこの限りではない。

キ 研修終了後、受講者より研修の感想についてアンケートを取り、結果を取りまとめること。なお、アンケートの内容については、市と協議のうえ決定すること。

② 先進地事例視察

- ア 九州内で先進的に有機農業に取り組む地域の視察を企画・調整し、実施すること。
- イ 視察地については、市と協議のうえ決定するものとする。
- ウ 視察参加者は、受託者、市、①の研修受講者を基本とするが、その他の参加希望者があれば、本事業の趣旨に鑑み、受託者と市が協議のうえ決定する。
- エ 視察先へのバス代等の交通費は、原則、本事業に係る委託料から支出することとするが、参加者より実費相当分を徴収することも可能とする。なお、宿泊を伴う地域への視察も可能とするが、その際の費用負担については、市と協議のうえ決定するものとする。
- オ 視察終了後、視察内容及び参加者へのアンケート等についてレポートにまとめ、市へ提出するもの。参加者へのアンケートの内容については、市と協議のうえ決定すること。

③ 有機農業に取り組む農業者等の把握

- ア ①及び②の業務を含め、市内在住者もしくは市内の農地で、有機農業に取り組む農業者の情報把握に努め、情報を得た場合には、その農業者の取組み等について調査を行い、その結果を市に報告すること。
- イ 調査項目については、調査票A（参考）を参考に、今後の市内の有機農業推進に寄与する内容とし、市と協議のうえ決定すること。
- ウ 市は把握している農業者について、受託者へ適宜情報を共有するものとする。

④ 有機JAS認証取得支援

- ア 有機JAS認証の取得を希望する農業者がいた場合、有機JAS認証の制度や手続きについての情報を提供するとともに、必要に応じて、具体的なアドバイスやサポートを提供すること。
- イ 上記アの対応状況は、随時、市に報告すること。

（2）市民・飲食店等事業者の理解促進

① 販路拡大を主目的としたPRイベントの実施

- ア 市内在住者もしくは市内の農地で、生業として有機農業に取り組む者の農産物を使用し、販路拡大を主目的とするPRイベントを企画・調整し、実施すること。（例：生産者と飲食店等の事業者との交流会など。）
- イ 詳細は、市と協議のうえ決定する。

② 市民へのPRを主目的としたPR活動

- ア 福岡市農林水産まつり（令和7年11月8日（土）開催）の有機農業推進ブースにおいて、市内の農地で生業として有機農業に取り組む者や農産物の、効果的なPR方法を企画・調整し、実施すること。
- イ 有機農産物のPR内容については、市民が農産物を選ぶ際の選択肢の幅を広げるための内容とし、慣行農業を著しく否定した内容とならないよう配慮すること。
- ウ 詳細は、市と協議のうえ決定する。

(3) 有機農業推進に資する効果的な取組み

ア 上記(1)及び(2)の他、本業務の目的に資する効果的な取組みについて、企画・調整し、実施すること。

イ 詳細は、市と協議のうえ決定する。

(4) 福岡市の有機農業推進への提案

上記(1)から(3)の成果及び課題を取りまとめるとともに、それらを踏まえて、次年度以降の有機農業推進に向けた効果的な手法等について提案すること。

6 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑、確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統括する業務遂行責任者を置くこと。

7 成果物

(1) 有機農業に取り組む農業者の支援

① 有機農業研修会の実施

研修ごとに、講義内容(実習形式の場合は体験内容)をレポート(研修受講者の感想や研修風景の写真なども盛り込まれている資料)にまとめ、ワードデータで提出すること。なお、講義で使用する資料についても併せて提出するものとするが、形式については、講師と協議のうえ決定するもの。

② 先進地視察

先進地視察について、エクセルデータまたはワードデータで視察内容等をレポートにまとめたものを提出すること。

③ 有機農業に取り組む農業者等の把握

新たに把握した農業者ごとに、エクセルデータまたはワードデータで調査結果を作成すること。

④ 有機 J A S 認証取得支援

支援内容の記録をワードデータで提出すること。また、有機 J A S 認証を取得した場合は、それを証する書類を提出すること。

(2) 市民・事業者の理解促進

活動内容をエクセルデータまたはワードデータで作成すること。広報物を製作した場合は、それも提出するものとし、形式については、市と協議のうえ決定するもの。

(3) 福岡市の有機農業推進への提案

エクセルまたはワードデータを作成すること。

※上記(1)から(3)は、数値等をできるだけ具体的かつ客観的に示すこと。

(4) 上記(1)から(3)までを、紙で3部、CD-ROMで1枚提出すること。

7 委託における著作権等の権利の取扱い

(1) この委託で制作された物(以下「制作物」という。)に係る著作権は市に帰属するものとし、市及び各主要事業における二次利用を可能とする。

- (2) 市は、制作物を他の広報物に使用できるものとする。また、市が認める場合には、受託者は、第三者による制作物の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。
- (3) (2) の場合において、受託者以外の著作権者の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとする。
- (4) 制作にあたって利用する音楽や人物等の著作権や肖像権等の権利関係に関することは、受託者において処理するものとする。
- (5) 受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (6) 市は、成果物の内容（デザイン、設計等を含む。）を自由に変更することができるものとする。

8 その他特記事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、福岡市農林水産局総務農林部課長（農業振興・イノシシ等対策担当）と十分に協議すること。また、仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、協議のうえ、決定すること。
- (2) 委託内容等については、提案競技時点におけるものであり、契約締結の際、受託予定者と協議のうえ変更を加えることがある。
- (3) 契約後、速やかに事業スケジュールを市に提出する。提出後は、スケジュール及び市の指示に基づき、実施に向けて必要な手配・調整・準備を行い、準備状況等については随時市に報告すること。
- (4) 個人情報及び情報資産の取扱いについては、別紙「委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」を順守すること。
- (5) コンテンツや印刷物等の制作、イベント等実施にあたっては、市が定める「ユニバーサルデザインに配慮した印刷物作成の手引き」（2009 年 10 月発行）に従うこと。

別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、福岡市情報セキュリティに関する規則（平成23年福岡市規則第51号）及び情報セキュリティ共通実施手順その他関係法令を遵守し、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。

特に個人情報については、法第66条第2項において、受託者に行政機関等と同様の安全管理措置が義務付けられていることから、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

（1）個人情報

法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

（2）情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

（3）機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

（4）完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

（5）可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業者の監督等

受託者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、法に規定する罰則が適用される場合があること。

・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし、福岡市（以下「市」という。）の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等をしなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故

並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除及び損害の賠償

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。